

光市民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業

質問に対する回答書

令和8年2月3日更新

No.	資料項目	質問内容	回答
1	7 交付金について	事業者を1～3事業者程度採用予定とのことだが、採用事業者間の事業コンセプトの統一を図る予定はあるか。例えば、募集する事業のコンセプトを現募集要項以上に設定する予定はあるか。	事業者様からの幅広く、様々なアイデアや観点で提案を募集したいと考えているため、市で事業コンセプトを募集要項以上に絞り込む予定はありません。 ただ、建物を建築する場合、自然公園法による「良好な風致及び景観が損なわれないよう」とする原則に基づき、色彩や形態などの制約がありますので、事前検討の段階から事務局にご相談いただけたらと存じます。
2	8 対象経費	コンテナのような建物をリースした場合やパソコンをリースした場合のリース料は費用対象経費に入るか。	使用料に含まれると考えるため、経費として計上可能です。 但し、募集要項に記載のとおり、翌年度（令和9年度）以降の経費については、支援対象経費外です。また、建物の建築費、備品購入費といった事業者の資産確保につながる費用も、経費対象外です。

No.	資料項目	質問内容	回答
3	3 事業の実施可能期間	提案した事業計画内で、建物を建築し、計画期間事業を実施した後（例 10 年後）に、申請とは別の業者に建物を譲り渡すことは可能か。	審査の上、事業者を決定していること、および、採用事業者には、原状回復義務を課していることから、建物の譲渡はできません。